

広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく

自動車使用合理化計画書等作成の手引き

令和6年11月（**修正版**）

広 島 県

目 次

1 制度の概要	2
2 手続きの流れ	4
3 自動車使用合理化計画書に関する事項	5
4 自動車使用実施状況報告書に関する事項	8
5 計画書・報告書の公表	9
6 提出・問い合わせ先	10
7 自動車使用合理化計画に係るQ&A	12
8 提出書類の記載例	19
9 提出書類様式	29
10 条例・規則・指針・関係法令	39

1 制度の概要

1 制度の目的

自動車の排出ガスには、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質のほか、地球温暖化の要因とされる温室効果ガスである二酸化炭素が含まれています。

地球温暖化対策や大気汚染防止対策を進めていくためには、この自動車からの温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制に努める必要があります。

広島県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）では、一定台数以上の自動車を使用する事業者において、自動車使用合理化計画書及び自動車使用合理化実施状況報告書を作成し、自ら公表を行っていただいておりますが、平成23年12月26日に県条例を改正し、平成24年4月1日からは計画書及び報告書を県へ提出いただくこととしました。

提出された計画書及び報告書は、県においても概要を公表します。

これらの施策によって、事業者の計画的かつ自主的な取組を促進し、自動車からの温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制を図り、持続可能な社会の形成を図ります。

2 制度のポイント

- 一定台数以上の自動車を使用する事業者（以下「特定事業者」という。）には、自動車からの温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制のための自主的な計画を策定して実績をとりまとめ、計画書・報告書を県へ提出していただきます。
- この計画書・報告書の概要を事業者自ら公表していただくとともに、県ホームページ（広島市に事業所がある場合はP12～13参照）でも公表します。

特定事業者

県内の事業所において、50台以上の自動車を使用する事業者が対象となります。

- 県内に使用の本拠の位置を有する自動車が対象となります。
- 自動車の使用については、所有権で判断するのではなく、実質的な使用権限によって判断します。
- 自動車の台数については、基準日（計画書提出の前年度の末日）時点で算定します。

対象となる自動車

対象となる自動車は、道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車です。（道路運送車両法に規定する普通自動車には、バスやトラックなどの大型・中型自動車も含まれます。自動車検査証の「自動車の種別」が「普通」及び「小型」の自動車が対象となります。）

大型特殊自動車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車、二輪の軽自動車は対象となりません。

3 制度の内容

(1) 自動車使用合理化計画

- 自動車使用の合理化とは、搬送業務の合理化、公共交通機関の利用、低公害車等の導入などにより、「自動車からの温室効果ガスや大気汚染物質の排出を削減すること」です。

- ・ 自動車使用合理化計画書には、次の事項を記載してください。

- イ 事業の概要
- ロ 自動車の使用台数
- ハ 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項
- ニ ディーゼル車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項
- ホ 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項
- ヘ 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項
- ト 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項

(2) 特定事業者の義務

- ・ 特定事業者は、3年ごとに自動車使用合理化計画書を県に提出しなければなりません。計画書の提出期限は、計画期間の初年度の6月末日までです。
- ・ 計画書の内容を大幅に改定したときは、速やかに改定後の計画書を県に提出しなければなりません。
- ・ 計画書に基づき、温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制に努めなければなりません。
- ・ 計画期間の各年度終了後、計画書に基づいて実施した措置状況等を記載した自動車使用合理化実施状況報告書を県に提出しなければなりません。報告書の提出期限は、翌年度の6月末日までです。
- ・ 特定事業者は、計画書及び報告書を県へ提出したときは、その概要を公表しなければなりません。

※「公表」とは特定事業者以外の人々が、HPでの閲覧や、申し出等をした時にいつでも計画書を見ることができる状況にあることをいいます。

(3) 県による公表

県は、自動車使用合理化計画書及び自動車使用合理化実施状況報告書の概要を県ホームページなどにより公表します。

(4) 勧告

県は、自動車使用合理化計画書及び自動車使用合理化実施状況報告書の提出義務違反、虚偽の記載等があった場合に、事業者に勧告を行うことができる規定を設けています。

詳しくは、広島県の環境情報サイト「ecoひろしま」

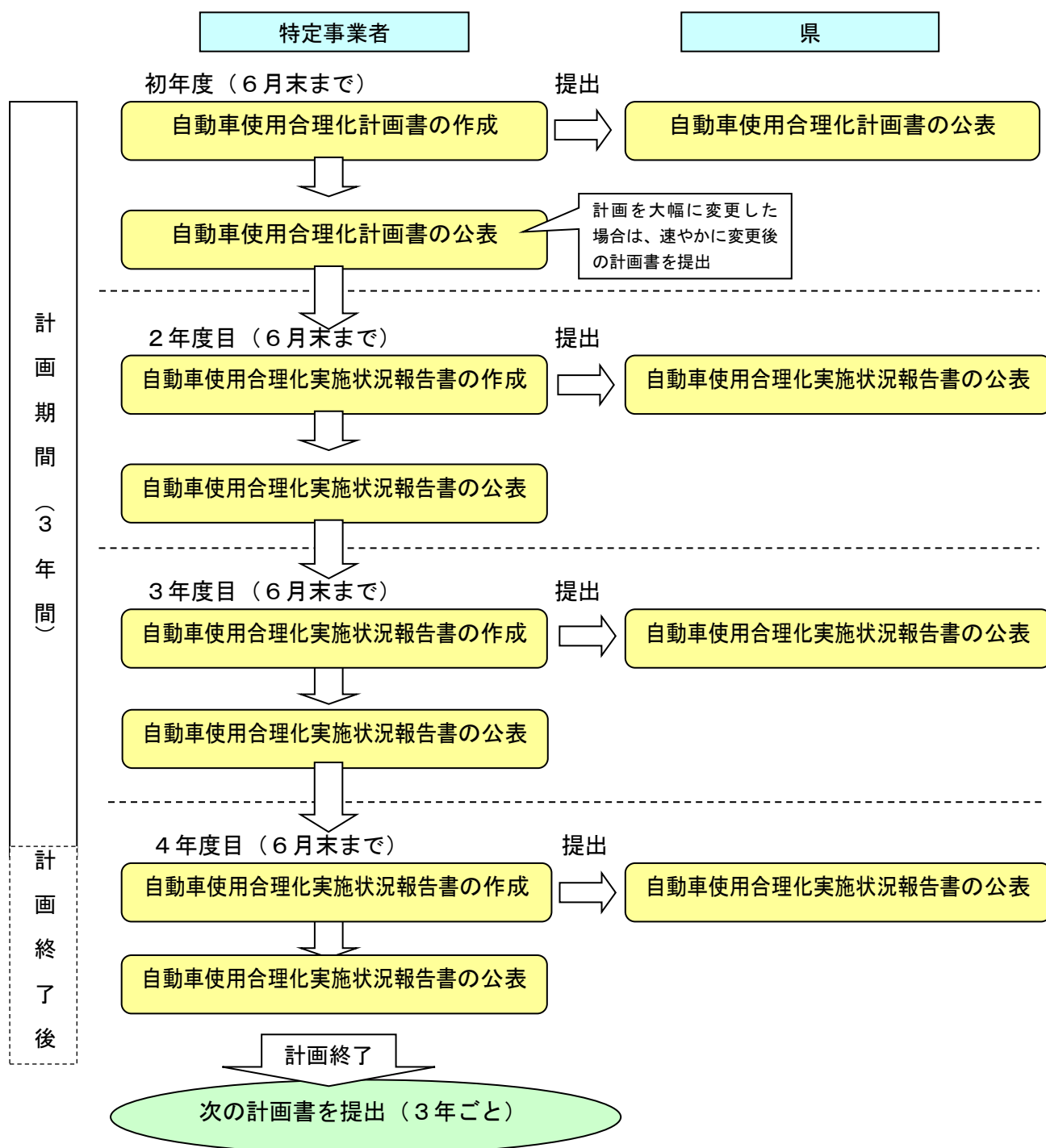
～「自動車使用合理化計画書等の作成について」をご覧ください。

広島県 自動車使用合理化計画

検索

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/jidousyagourikakeikaku.html>

2 手続きの流れ



3 自動車使用合理化計画書に関する事項

新規に提出する場合

○様式第18号の2（記載例は20ページ）

1 日付

計画書を提出する年月日を記入してください。

2 提出者

法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください（代表者印の押印は不要です）。

なお、企業の代表者（代表取締役等）以外の者が、条例に係る諸手続きの委任を受けた場合は、委任状を計画書に添付（様式は任意、1度提出した後はその写しでも可）し、「提出者」欄には委任を受けた者が所属する事業所の所在地、事業者名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を記入してください（代表者印の押印は不要です）。

3 連絡先

連絡先には、後日、記載内容についての県からの問い合わせに対し、回答できる方の連絡先を記入してください。

○計画書様式

計画書は、3か年の計画になりますので、3年の計画期間となるように記入してください。なお、期間は4月1日～3月31日とし、年度で設定してください。

基準日には、計画を作成する前年度の末日（3月31日）を記入してください。

1 事業の概要

「日本標準産業分類の中分類」項目（P49参照）に掲げる業種名を記入してください。2つ以上の業種に該当する場合は、最も主となる業種1つを記入してください。

2 基準日における自動車の使用状況

(1) 事業所所在地

県内に所在地のある事業所について、所在する市町別に事業所数を記入してください。

(2) 対象となる自動車の使用状況

市町別の事業所で使用している自動車について、ガソリン、軽油などの燃料種別と、自動車の区分別（車体の大きさ別）とで分類して台数を記入してください。なお、ここでの使用状況は、対象となる自動車の情報のみを記入してください。対象とならない自動車の台数を加算する必要はありません。

自動車の区分については、中・大型自動車、普通自動車、小型自動車の区分で分類しています。道路運送車両法に規定する普通自動車について、ここでは更に分割した整理を行っています。普通自動車の中でも車両総重量が5000kg以上、または乗車定員11人以上の自動車については、中・大型自動車の分類としてください。

なお、県条例に基づき計画の策定を行う場合は、軽自動車の記入は不要（対象外）ですが、記入することもできます。

※ 広島市条例では、軽自動車を特定自動車の対象としているため、市条例分と合わせて県条例分を策定する場合には、軽自動車を含めて計画を策定することもできます。

【参 考】

区 分	大 き さ	総排気量
中・大型自動車	・車両総重量5000kg 以上 ・乗車定員11 人以上	—
普通自動車	・小型、中・大型自動車以外の自動車	—
小型自動車	・長さ4.7m 以下 ・幅 1.7m 以下 ・高さ2.0m 以下	2.0 リットル以下
軽自動車	・長さ3.4m以下 ・幅 1.48m 以下 ・高さ2.0m 以下	0.66 リットル以下

3 温室効果ガス・大気汚染物質の排出抑制に関する推進体制

計画を達成するための推進体制(管理体制)について記入してください。組織図などによって図示する場合は、「別添 推進体制」を選択し、資料を添付してください。

また、該当する項目以外の内容があれば、その他欄に記入してください。

4 基本方針

自動車使用合理化計画書を作成するにあたって、低公害車の導入計画や自動車による環境負荷を低減するための目標、目標を達成するために行う取組について、該当するものを選択し☑を付けてください。該当するものが、複数ある場合は複数選択して結構です。

また、該当する項目以外の内容があれば、その他欄に記入してください。

5 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項

(1) 自動車使用の合理化（広島市条例では「自動車の使用抑制等」に相当）

自動車使用の合理化のため、自動車排出ガスによる環境負荷を低減するために行う取組について、該当するものを選択し、☑を付けてください。該当するものが複数ある場合には、複数選択して結構です。

また、該当する項目以外の内容があれば、その他欄に記入してください。

(2) 低公害車等の導入に関する計画（ディーゼル車の排出ガス低減装置等の装着を含む）

- ① 基準日時点の低公害車*、その他環境配慮車**の台数を記入してください。複数の事業所がある場合は、全ての事業所の合計台数を記入してください。

D P F 装置装着車や酸化触媒装置を装着しているディーゼル車の台数も記入してください。

*** 低公害車**

C N G（天然ガス）自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車、次世代低公害車（水素自動車や燃料電池自動車など）をいう。

〔低燃費かつ低排出ガス認定車〕

「エネルギーの合理化に関する法律」に基づく燃費基準早期達成車で、かつ「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車をいう。

**** その他環境配慮車**

L P G（液化石油ガス）自動車やディーゼル自動車のうち低排出ガス認定車、D P F 装置装着車、酸化触媒装置装着車など大気汚染等の観点から環境に配慮した「低公害車」に準ずる車をいう。

- ② 基準日（年月日を記載）時点の低公害車とその他環境配慮車の合計を「低公害車等の計」の欄に記入してください。
- ③ 低公害車、その他環境配慮車以外の台数も含めた基準日時点の全体の保有台数の計を、総台数の欄に記入してください。このとき、「2 基準日における特定自動車の使用状況」の合計欄と同数になっていることを確認してください。
- ④ 以下の計算式により、低公害車等の導入率を記入してください。

$$\text{低公害車等の導入率（\%）} = \frac{\text{低公害車等の計}}{\text{総台数}} \times 100$$

- ⑤ 今後3か年の低公害車等の保有台数についての目標を記入してください。純増の欄には、新たに低公害車等を導入しようとしている台数を記入してください。
- ⑥ 今後3か年の総台数についての目標を記入してください。
- ⑦ 今後3か年の低公害車等の導入率について、それぞれ④の計算式により算出された数を記入してください。

6 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項

自動車の適正な点検・整備について、実施方法や体制整備などの目標について該当する項目に☑を付けてください。

また、該当する項目以外の内容があれば、その他欄に記入してください。

7 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項

エコドライブについての目標など該当する項目に☑を付けてください。

また、該当する項目以外の内容があれば、その他欄に記入してください。

8 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項

点検・整備、エコドライブなどの従業員に対する教育内容について該当する項目に☑を付けてください。

また、該当する項目以外の内容があれば、その他欄に記入してください。

計画を変更する場合

○様式第18号の2

既に提出している計画書の内容について大幅な変更がある場合は、速やかに変更後の計画書を提出してください。 ※広島市条例に基づき提出した計画は「変更があった場合」

提出にあたっては、自動車使用合理化計画書を再度作成し、変更部分のみを記入するのではなく、全ての項目について記入してください。

また、変更内容が分かるよう、概要書（変更箇所を示したもの。様式は問いません。）を変更計画書に添付して提出してください。

4 自動車使用合理化実施状況報告書に関する事項

自動車使用合理化計画書と同じ記載項目については、自動車使用合理化計画書の該当箇所を参考にして記入してください。

○様式第18号の3（記載例は25ページ）

○実施状況報告書様式

1 報告対象期間

計画期間の開始日から前年度末日までの期間を記入してください。

2 報告対象期間末日における自動車の使用状況

前年度の末日（3月31日）時点での各事業所で使用している自動車について、ガソリン、軽油などの燃料種別と、自動車の区分別（車体の大きさ別）とで分類し、台数を記入してください。

3 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項

(1) 自動車の使用合理化（広島市条例では「自動車の使用抑制等」に相当）

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。

また、該当する項目以外の内容があれば、その他欄に記入してください。

(2) 低公害車等の導入に関する実績

基準日における台数は、計画書の内容を記入してください。報告対象年度には、計画期間の年度を記入してください。実績については、前年度末日（3月31日）時点での低公害車、その他環境配慮車の台数を記入してください。計画期間1年経過後の報告初年度は、初年度の実績を記入してください（2年度目、3年度目は空欄のままでかまいません。）。計画期間2年経過後の報告2年度目は、初年度の実績と2年度目の実績とをそれぞれ記入してください（3年度目は空欄のままでかまいません。）。計画期間3年経過後の報告3年度目

は、初年度から3年度目までの実績をそれぞれ記入してください。

4 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。

また、該当する項目以外の内容があれば、その他欄に記入してください。

5 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。

また、該当する項目以外の内容があれば、その他欄に記入してください。

6 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。

また、該当する項目以外の内容があれば、その他欄に記入してください。

5 計画書・報告書の公表

自動車使用合理化計画書（変更計画書を含む）・自動車使用合理化実施状況報告書を提出した後、インターネットの利用、事業所における備え置きや掲示などの適切な方法において、事業者自ら計画書・報告書の公表を行ってください。計画書の公表期間は、おおむね4年間とします。報告書についても、計画書の公表期間中、公表するものとします。

県においても、広島県のホームページで公表を行います。

変更計画書の公表

変更計画書の公表は、次年度の計画書の公表時期に合わせて、既存計画書と置き換えて公表を行います。

6 提出・問い合わせ先

1 提出書類

自動車使用合理化計画書（計画期間最初の年度に提出）

自動車使用合理化実施状況報告書（計画書提出年度の翌年度から提出）

※書類の大きさは、A4としてください。

2 提出方法

令和6年12月から、電子申請システムにより提出できるようになりました。
今後はデータ管理を電子化していくため、原則、「電子申請」で手続きしてください。
ただし、業務環境などの事情で電子申請が難しい場合は、「郵送又は持参」での提出も引き続き受付します。

（1）電子申請による提出（原則）

次の手続き案内のホームページから、電子申請システムにアクセスしてください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/jidousyagourikakeikaku.html>

1部添付して提出してください。

（2）郵送又は持参による提出（電子申請による提出が難しい場合）

4の提出先に、2部（正本、副本）提出してください。

※ 書類の提出とともに、電子データをCD-R等の電子媒体で提出するか下記メールアドレスに添付ファイルで送付してください。

3 提出期限

毎年度6月末日まで（計画書・報告書とも）

4 提出先・問い合わせ先

計画書等の提出は、主たる事業所が存在する市町を管轄※する機関に行ってください。

計画書等の提出先	管轄区域※	所在地／電話／メール
広島県環境県民局環境保全課	広島市、呉市、福山市	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 TEL 082-513-2920 FAX 082-227-4815 kanhozen@pref.hiroshima.lg.jp
広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	大竹市、廿日市市	〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68 TEL 0829-32-1181 fjwkankyou@pref.hiroshima.lg.jp
広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	安芸高田市、府中町、 海田町、熊野町、坂町、 安芸太田町、北広島町	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 TEL 082-513-5537 fjwheisei@pref.hiroshima.lg.jp
広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	江田島市	〒737-0811 呉市西中央 1-3-25 TEL 0823-22-5400 fjwkeisei@pref.hiroshima.lg.jp
広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	竹原市、東広島市、大崎 上島町	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 TEL 082-422-6911 fjwekankyou@pref.hiroshima.lg.jp

広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	三原市、尾道市、 世羅町	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 TEL 0848-25-2011 fjekankyou@pref.hiroshima.lg.jp
広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	府中市、神石高原町	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1 TEL 084-921-1421 fjefeisei@pref.hiroshima.lg.jp
広島県北部厚生環境事務所 環境管理課	三次市、庄原市	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1 TEL 0824-63-5181 fjnkankyou@pref.hiroshima.lg.jp

※※ 広島市内のみに事業所があり、広島市条例の適用を受ける場合は、市に提出してください。

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市環境局 エネルギー・温暖化対策部 企画課

TEL 082-504-2185 (直通)

FAX 082-504-2229

メール ondanka-t@city.hiroshima.jp

《問1》広島市条例との関係1

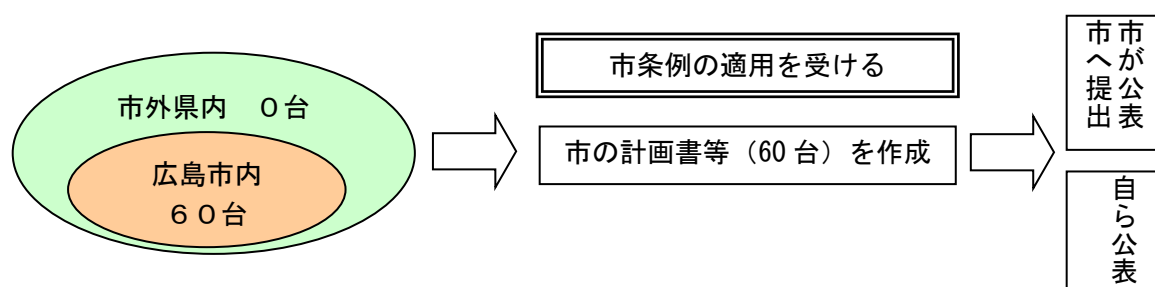
Q 広島市の条例（広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例）においても、同様の計画書についての作成義務がありますが、県条例との関係はどうなるのでしょうか。

A 広島市内の事業所で50台以上の特定自動車を使用している事業者は、市の条例の対象となりますので、市条例に基づく計画書・報告書を市に提出するとともに、自ら公表を行ってください。

なお、広島市内と広島市外（県内）の両方に事業所がある場合は、県条例と市条例の両方が対象となる場合がありますので、次の【ケース3】により提出してください。

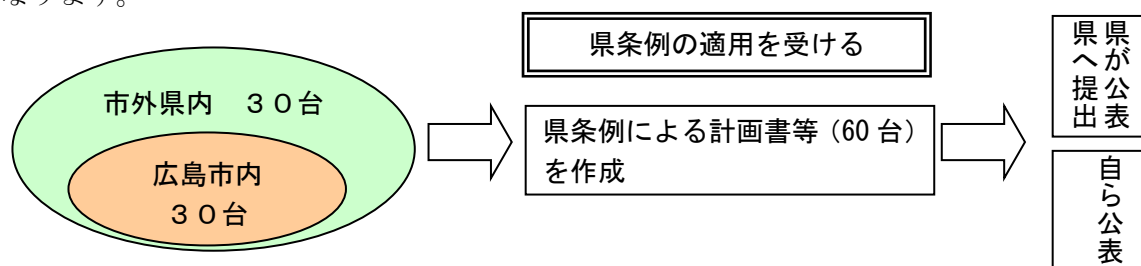
【ケース1】

広島市内のみで特定自動車を使用している場合は、市条例に基づき、計画書等を市へ提出してください。（この場合、県条例は適用されません。）



【ケース2】

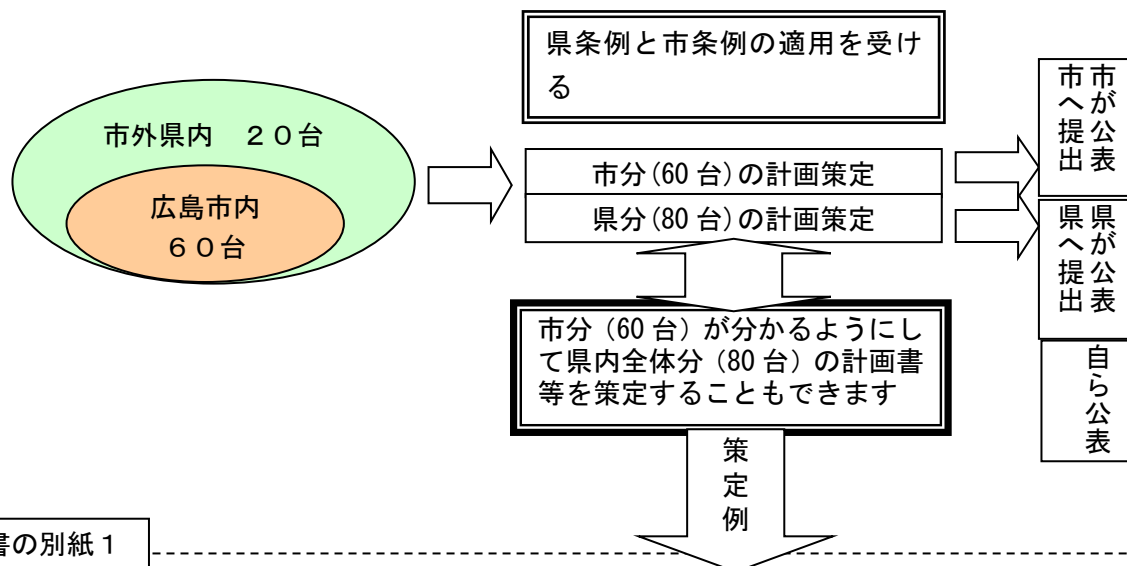
広島市内で使用している特定自動車の台数が50台未満の事業者は、市条例の対象となりませんが、県内の事業所の合計（広島市内を含む）が50台以上となる場合は、県条例の対象となります。



【ケース 3】

広島市内で50台以上の特定自動車を使用し、かつ広島市外（県内）の事業所においても対象となる自動車を使用している場合は、市条例と県条例の適用を受けます。

市分・県分の計画書等をそれぞれ策定して、市と県に出すことが基本ですが、「広島市様式の別紙」又は「県様式の別紙」のどちらかに、広島市内分を含めた県内全体分の計画として、広島市内分が分かるように記載して策定することもできます。



計画書の別紙 1

(2) 低公害車等の導入に関する計画（各年度とも年度末日における台数）

（ディーゼル自動車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項を含む）

種 別		低公害車等の使用台数 () 内は内数で広島市分						
		基準日 (H24.3.31)	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
			目標	純増	目標	純増	目標	純増
低 公 害 車	CNG（天然ガス）自動車	(2) 3	(2) 3	(0) 0	(3) 5	(1) 2	(3) 6	(2) 4
	電気自動車	()	()	()	()	()	()	()
	ハイブリッド自動車	()	()	()	()	()	()	()
	メタノール自動車	()	()	()	()	()	()	()
	低燃費かつ低排出ガス認定車	(1) 2	(2) 3	(1) 1	(2) 3	(1) 1	(3) 4	(2) 2
	次世代低公害車（燃料電池自動車等）	()	()	()	()	()	()	()

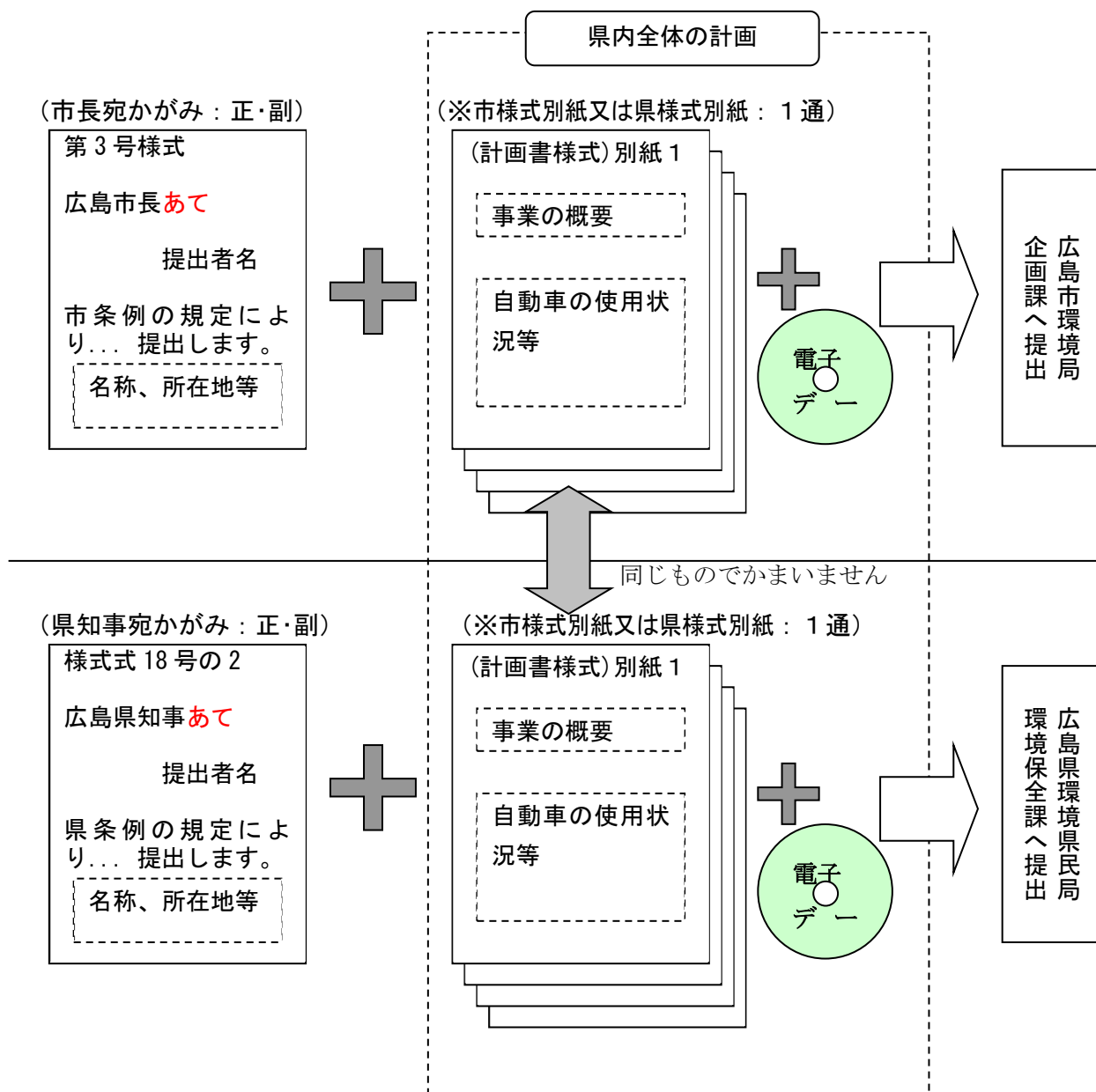
上段に広島市の台数を
() 書きで記載
【県内全体の内数】

下段に県全体（広島
市を含む）の台数を
記載【県内全体】

この場合、広島市分が分かるように、別紙の計画書には、「自動車の使用状況」は市町別に記入を、「低公害車等の導入に関する計画」のところは、上段に () 書きで「広島市内分の自動車数（県内全体の内数）」を、下段に「県内全体分の自動車数」を記載してください。

市条例と県条例の両方の対象となる場合で、県内全体で1つの計画を策定した時、書類の提出については、広島市へは「広島市長あて」のかがみに、県へは「広島県知事あて」のかがみに、別紙（「広島市様式の別紙」または「県様式の別紙」のどちらか）と電子データを添付して、広島市環境局企画課及び広島県環境県民局環境保全課へそれぞれ提出してください。

なお、県へは原則として電子申請で提出してください。



※ 市計画書様式別紙と県計画書様式別紙は、表現が異なる部分が若干ありますが、策定内容は同等であるので、どちらの様式を使われてもかまいません。

《問2》軽自動車の扱い

Q 広島市条例では、対象台数に軽自動車を含み、広島県条例では、対象台数に含まれていません。広島市内と広島市外（県内）の両方に事業所がある事業者は、どのように計画を策定すればよいのでしょうか。

A 《問1》【ケース3】のように、広島市内の事業所で50台以上あって、広島市外（県内）にも事業所がある場合には、市条例及び県条例の対象となります。

この場合、県内全体（広島市を含む）の計画を1つ策定し、広島市分も分かるようにして記載することもできますが、広島市分には軽自動車の記載が必要です。

【市条例と県条例の両方が適用される場合の計画記入例】

計画書の別紙1

2 基準日における自動車の使用状況

事業所所在地 (市町名)	市町別 事業所数 (箇所 数)	ガソリン				軽油			その他				計
		中・ 大型 自動車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	軽 自 動 車	中・ 大型 自 動 車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	中・ 大型 自 動 車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	軽 自 動 車	
広島市	3箇所	0	3	2	1	45	0	0	2	0	0	0	53
呉市	2箇所	0	3	0	0	15	0	0	1	0	0	0	19
海田町	2箇所	0	0	0	2	5	0	0	1	0	0	0	8
計	7箇所	0	6	2	3	65	0	0	4	0	0	0	80

広島市内の軽自動車台数の記入が必要

《問 3》 計画書未提出の特定事業者への対応

- Q 特定事業者に該当しているのに計画書を提出しない場合、ペナルティーを科せられるのでしょうか。
- A 対象事業者であって、その義務を果たしていない場合は、条例第 7 4 条の 4 の規定により、県知事が提出するように勧告することとなります。

《問 4》 計画書等の作成義務について

- Q 計画書の計画期間中に、県内の自動車の使用台数が 5 0 台未満になったのですが、翌年度から報告書の提出を行わなくてもよいですか。
- A 3 年の計画期間の間は、5 0 台未満になっても毎年報告書の提出義務は続いていますので、報告書を提出してください。

《問 5》 書類提出の義務者

- Q 会社の場合の書類提出の義務者は代表取締役でなければならないのでしょうか。
- A 通常代表取締役ですが、条例で求められている計画書の策定等の遂行について、明確に権限を受任されている場合は、その役職者名で提出することができます。

《問 6》 子会社等の扱い

- Q 子会社やグループ会社の関連会社は、それぞれ別々に計画書を作成すればよいのでしょうか。
- A 事業者は法人単位で独立しているものと考えます。子会社やグループ会社においても、それぞれ別の法人となりますので、対象要件に該当すれば、それぞれ個々に計画書を作成してください。

《問 7》 自動車の登録について

- Q 広島市内の事業所で自動車登録していますが、都合により広島市外（県内）の営業所で使用している場合、あるいは、広島市外（県内）の事業所で自動車登録している自動車を主に広島市内の営業所で使用している場合の取り扱いはどうなりますか。
- A 自動車検査証車検証に記載してある使用の本拠の位置によって判断してください。なお、長期にわたって使用の本拠の位置が変更になる場合は、変更登録を行ってください。

《問 8》 個人自動車の扱い

- Q 個人が所有している車を営業活動等に使用している場合の取り扱いはどうなりますか。
- A 日常的に常時使用していても、一時的に使用していても、個人が所有している車については、対象自動車とはしません。車検証の使用者の欄が事業者名となっているかどうかで判断してください。

《問 9》荷主について

Q 当社は商品を配達するサービスも行っていますが、配達業務については外部業者に委託しています。外部業者は50台以上の車をもっていますが、こうした場合も対象となりますか。

A 対象事業者となりません。この場合は、外部業者が対象の事業者となります。

《問 10》ディーラー、リース車両等の扱い

Q 自動車ディーラー、リース会社やレンタカー会社が商品としている自動車については、対象の自動車として算定する必要がありますか。

A ① 自動車ディーラーにおける販売を目的とした自動車は、事業の用に供している自動車ではないため、新車、中古車に関わらず対象にはなりません。

② レンタカー会社については、自動車賃貸業の用に供している自動車であるため、レンタカー会社において算定の対象となります。

③ リース車両についても、賃貸業の用に供している自動車であるため対象となります。
ただし、日常点検整備のメンテナンス等をリース元で実施している場合はリース会社で算定し、リース先で実施している場合はリース先で算定します。

《問 11》変更計画書の提出

Q 計画書を大幅に変更する場合は、変更後の計画書の提出が必要とありますが、大幅な変更とはどの程度のものをいうのでしょうか。

A 低公害車等の導入目標台数が大きく変わる場合、車両管理体制や車両責任者の変更、自動車の配置体制が変わる場合などが考えられます。詳しくは、提出窓口へお問い合わせください。

《問 12》主たる事業所の扱い

Q 県内に中国支店の他にいくつか営業所があり、合計で50台以上の自動車を使用する場合、どこへ提出すればよいのでしょうか。

A 県内で主たる事業所が所在する市町を管轄する厚生環境事務所（支所）（広島市、呉市、福山市に主たる事業所がある場合には県環境保全課）へ提出してください。

「主たる事業所」とは、「本店」の他、「中国支店」「広島県支店」などが考えられます。

なお、県内に代表する「支店」等がない場合は、使用する台数が最も多い「営業所」等が所在する市町を管轄する県の窓口へ提出してください。

《問 1 3》会社の構内のみを走る自動車について（道路運送車両法の登録をしていない車両）

Q 道路運送車両法の登録をせず、会社の構内のみを走る自動車は、対象台数に入るのでしょうか。

A 対象にはなりませんが、自主的な取組として計画に盛り込んでいただくのはかまいません。

《問 1 4》実施状況報告書の提出

Q 自動車使用合理化計画書については、既に平成 2 3 年 4 月に策定（5 カ年計画）していた場合でも、計画書は平成 2 4 年 6 月末までに提出しなければなりませんが、この場合、実施状況報告書はいつの時点で提出すればよいのでしょうか。（2 3 年度中に取組を実施している場合）

A 条例では、計画書を県に提出した者は、当該年度分の実施状況を翌年度の 6 月 3 0 日までに提出することとしております。この場合、計画を提出した 2 4 年度分の実施状況について、2 5 年 6 月 3 0 日までに提出してください。

《問 1 5》 提出方法について

Q 計画書・報告書の提出は、持参又は郵送する必要がありますか。また、電子メールのみの提出はできないのでしょうか。

A 原則、「電子申請」で提出してください。

ただし、業務環境などの事情で電子申請が難しい場合は、「郵送又は持参」での提出も受付します。

なお、持参又は郵送による場合は、書類の提出とともに、電子データを C D - R 等の電子媒体で提出するか電子メールで送付していただきます。

また、電子メールのみの提出は不可としていますので、電子申請により提出してください。

8 提出書類の記載例

自動車使用合理化計画書（記載例）

自動車使用合理化実施状況報告書（記載例）

記載例

様式第 18 号の 2 (第 55 条関係)

自動車使用合理化計画書

令和 年 月 日

広島県知事様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

広島市中区基町〇ー〇

提出者 株式会社〇〇運送

代表取締役 〇〇〇〇

広島県生活環境の保全等に関する条例第 74 条第 1 項の規定により、自動車使用合理化計画書について、次のとおり提出します。

県内における主たる 事業所の名称	株式会社〇〇運送		
県内における主たる 事業所の所在地	広島市中区基町〇ー〇		
計画の内容	別紙のとおり		
連絡先	担当部署	総務課	
	担当者氏名	〇〇〇〇	
	電話番号	〇〇〇〇〇〇	
※ 受理年月日	年 月 日	※ 整理番号	
※ 備考			

- 注 1 計画の内容については、別紙によることとして、規則第 55 条第 1 項に掲げる事項について記載するものであること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とすること。

【計画書様式】別紙 1

氏名（法人にあっては名称）	株式会社〇〇運送			3年間の計画期間となるように記入してください
住 所	広島市中区基町〇ー〇			
計 画 期 間	令和〇年4月1日 ～ 令和〇年3月31日			
基 準 日	令和〇年3月31日			

※連絡先の FAX 番号、メールアドレスを次に記載してください。

FAX : 〇〇〇〇〇〇〇〇 メールアドレス : 〇〇〇〇〇〇〇

計画を作成する前年度の末日を記入してください

メールアドレス等の連絡先は公表時には削除します

1 事業の概要

道路貨物運送業	「日本標準産業分類の中分類などを参考に記入してください
---------	-----------------------------

2 基準日における自動車の使用状況

事業所所在地 (市町名)	市町別 事業所数 (箇所数)	ガソリン				軽油			その他				計
		中・大型自動車	普通自動車	小型自動車	軽自動車	中・大型自動車	普通自動車	小型自動車	中・大型自動車	普通自動車	小型自動車	軽自動車	
広島市	3箇所	0	3	2	1	30	0	0	2	0	0	0	38
呉市	2箇所	0	3	0	0	15	0	0	1	0	0	0	19
		市町別の事業所数を記載してください											
() 書きは内数で広島市分合計		()	(3) 6	(2) 2	(1) 1	(30) 45	()	()	(2) 3	()	()	()	(3) 8 57

※ 県条例に基づき県へ提出する場合、軽自動車の記載は不要ですが、記載することもできます
ただし、①広島市条例に基づき市に提出する場合、②広島市分と広島市外（県内）分の計画を併せて策定する場合は、広島市分の軽自動車の記載が必要です。

※軽自動車の使用状況の記載について
①広島市条例に基づき、広島市に提出する時は、台数を記載してください。
②広島市分と広島市外（県内）分の計画を併せて策定する時は、広島市分の軽自動車の台数を記載してください。

3 温室効果ガス・大気汚染物質の排出抑制に関する推進体制

計画を達成するための推進体制（管理体制）について記載してください。

該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☐ 本社・本店における管理部門の管理責任者が、支店・営業所を含めて計画を推進。
☒ 各支店、営業所の長が、それぞれの事業所の責任者として計画を推進。
☐ 本社・本店の車両管理の統括部署を中心に計画を推進。
☐ 別添 推進体制
☐ その他（ ）

4 基本方針

計画書を作成するにあたっての数値目標や目標を達成するために行う取組について、該当する項目に

☐を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☐ 低公害車を積極的に導入し、3年後に低公害車の導入率を今よりも上げる。目標導入率（ %）
- ☒ エコドライブ運転の周知徹底を研修会等を通じて行い、CO₂及び大気汚染物質の削減に努める。
- ☐ 車両の購入時には、積極的に低公害車を購入する。
- ☐ 定期的に車両定期点検を実施し、エンジン、タイヤ等の状態を確認し、環境に配慮した運行を
実践する。
- ☒ エコドライブ運転の徹底を図るため、社内にポスターを掲示し定期的実施状況を確認する。
- ☐ その他

5 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項

(1) 自動車の使用合理化（広島市条例では「自動車の使用抑制等」）

自動車の使用合理化のための目標について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☒ 配送ルートの見直しを行うことにより、走行量の削減や車両の小型化を図る。
- ☒ 車両の大型化によって積載効率の向上を図り、車両台数を縮減させる。
- ☐ 輸送効率の悪い路線の見直しを図る。
- ☐ 余剰車両の減車に努める。
- ☐ 近隣等への移動は、公共交通機関や自転車の利用促進を行い、車両走行量の削減を図る。
- ☐ 自動車の共同利用を図り、効率的な自動車の活用を図る。
- ☐ 共同配送による 1 台当りの積載率の向上を図る。
- ☐ その他（ ）

(2) 低公害車等の導入に関する計画（各年度とも年度末日における台数）

（ディーゼル自動車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項を含む）

種 別			低公害車等の使用台数 （ ）内は内数で広島市分						
			基準日 (H24.3.31)	令和○年度		令和○年度		令和○年度	
				目標	純増	目標	純増	目標	純増
低公害車	CNG（天然ガス）自動車		(2) 3	(2) 5	(0) 2	(3) 5	(1) 2	(3) 6	(2) 4
	電気自動車		()	()	()	()	()	()	()
	ハイブリッド自動車		()	()	()	()	()	()	()
	メタノール自動車		()	基準日時点での低公害車等の保有台数を記入してください			()	()	()
	低燃費かつ低排出ガス認定車		(1) 2	(2) 3	(1) 1	(2) 3	(1) 1	(3) 4	(2) 2
	次世代低公害車（燃料電池自動車等）		()	()	()	()	()	()	()
環境の配他慮車	ルデ 自 動 車 ゼ	低排出ガス認定車	(7) 9	(8) 11	(1) 2	(10) 15	(3) 6	12 18	(5) 9
		DPF 装置等装着車	(4) 6	(5) 8	(1) 2	(5) 8	(1) 2	(6) 10	(2) 4
	LPG（液化石油ガス）自動車		()	()	()	()	()	()	()
低公害車等の計			(14) 20	(17) 25	(3) 7	(20) 31	(6) 11	(24) 38	(10) 18
総台数			(37) 56	(38) 58	／	(38) 58	／	(38) 58	／
低公害車等の導入率			(37.8%) 35.7%	(44.7%) 43.1%	／	(52.6%) 53.4%	／	(63.2%) 65.5%	／

- ※1 「低公害車」とは、地球温暖化防止、大気汚染防止の観点から国が定めた車である。
 ※2 「その他環境配慮車」とは、環境への配慮において「低公害車」に準ずるものである。
 ※3 「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準達成車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領に基づく低排出ガス認定車のことである。
 ※4 純増欄には、基準日に対する増加台数を記入する。（計画値）

低公害車等の車両以外も含めた、事業者の全保有台数の見込みを記入してください

6 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項

自動車の適正な点検・整備について、実施方法や体制整備などの目標について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☐ 車両点検・整備マニュアルを作成し、適正な整備を行う。
☐ 定期的にタイヤの空気圧をチェックし、適正圧を維持する。
☐ 定期的なエンジンオイルの交換、エアクリーナーの清掃等を実施する。
☒ 車両整備マニュアルを定め、管理責任者から従業員に対して周知・徹底を行う。
☒ 車両に乗る際には、適正なタイヤ空気圧であることを確認する。
☐ その他（ ）

7 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項

自動車の運転（エコドライブ）の目標などについて、該当する項目に☑を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☒ 全従業員に対して、エコドライブの徹底を周知する。
(発進時のふんわりアクセル、加減速の少ない運転、停車する時の早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、エアコンの使用は控えめに、道路交通情報の活用、不要な荷物は積まない、こまめなタイヤ空気圧のチェック等)
- ☐ エコドライブの実施状況について、運転者に記録を義務付ける。
- ☐ エコドライブの実行に関する管理責任者を設置する。
- ☒ 急発進・急加速を行わないように注意し、交通状況に応じた定速走行を行う。
- ☐ 交通状況に応じて定速走行を行う。
- ☐ その他（ ）

8 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項

従業員に対する教育の目標について、点検・整備、エコドライブなどの従業員に対する教育内容について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☐ 適正な点検・整備に関する研修会を開催し、従業員に周知・徹底を行う。
- ☒ エコドライブに関する研修を実施し、従業員に周知・徹底を行う。
- ☐ 所属長が、運転者のエコドライブをチェックする体制を設ける。
- ☐ アイドリングストップの義務付けについて、徹底を図る。
- ☒ 燃費向上の走行を実施しているドライバーを優良ドライバーとして社内で表彰する。
- ☐ 燃費向上の走行を実施している営業所等を社内で表彰する。
- ☐ 定期的に各車輛の燃料消費率を集計し、職場内で公表を行い従業員の意識高揚を図る。
- ☐ その他（ ）

9 その他、独自に取り組む事項があれば記載してください。

--

記載例

様式第 18 号の 3 (第 57 条関係)

自動車使用合理化実施状況報告書

令和 年 月 日

広島県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

広島市中区基町〇ー〇

提出者 株式会社〇〇運送

代表取締役 〇〇〇〇

広島県生活環境の保全等に関する条例第 74 条の 2 第 1 項の規定により、自動車使用合理化実施状況報告書について、次のとおり提出します。

県内における主たる 事業所の名称	株式会社〇〇運送		
県内における主たる 事業所の所在地	広島市中区基町〇ー〇		
実施状況の内容	別紙のとおり		
連 絡 先	担 当 部 署	総務課	
	担当者氏名	〇〇〇〇	
	電 話 番 号	〇〇〇〇〇〇	
※ 受 理 年 月 日	年 月 日	※ 整 理 番 号	
※ 備 考			

注 1 実施状況の内容については、別紙によることとして、条例第 74 条の 2 第 1 項及び規則第 57 条第 2 項に掲げる事項について規制するものであること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とすること。

【実施状況報告書様式】別紙 1

氏名（法人にあっては名称）	株式会社〇〇運送	計画書作成時の計画期間を記入します
住所	広島市中区基町〇ー〇	
計画期間	令和〇年4月1日～令和〇年3月31日	
報告対象期間	令和〇年4月1日～令和〇年3月31日	
基準日	令和〇年3月31日	

※連絡先の FAX 番号、メールアドレスを次に記載してください。

FAX : 〇〇〇〇〇〇〇〇 メールアドレス : 〇〇〇〇〇〇〇

計画を作成する前年度の末日を記入してください

メールアドレス等の連絡先は公表時には削除します

1 事業の概要

道路貨物運送業	日本標準産業分類の中分類などを参考に記入してください
---------	----------------------------

2 報告対象期間末日（令和〇年3月末）における自動車の使用状況

事業所所在地 （市町名）	市町別 事業所数 （箇所数）	ガソリン				軽油			その他				計
		中・大型自動車	普通自動車	小型自動車	軽自動車※	中・大型自動車	普通自動車	小型自動車	中・大型自動車	普通自動車	小型自動車	軽自動車※	
広島市	3箇所	0	3	2	1	30	0	0	2	0	0	0	38
呉市	2箇所	0	3	0	0	15	0	0	1	0	0	0	19
（ ）書きは内数で広島市分合計		（ ）	（3）	（2）	（1）	（30）	（ ）	（ ）	（2）	（ ）	（ ）	（ ）	（38）
			6	2	1	45			3				57

※ 県条例に基づき県へ提出する場合、軽自動車の記載は不要ですが、記載することもできます
ただし、①広島市条例に基づき市に提出する場合、②広島市分と広島市外（県内）分の計画を併せて策定する場合は、広島市分の軽自動車の記載が必要です。

※軽自動車の使用状況の記載について
①広島市条例に基づき、広島市に提出する時は、台数を記載してください。
②広島市分と広島市外（県内）分の計画を併せて策定する時は、広島市分の軽自動車の台数を記載してください。

3 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項

(1) 自動車の使用合理化（広島市条例では「自動車の使用抑制等」）

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☒	配送ルートの見直しを行うことにより、走行量の削減や車両の小型化を図った。
☒	車両の大型化によって積載効率の向上を図り、車両台数を削減させることができた。
☐	輸送効率の悪い路線の見直しを図った。
☐	余剰車両の減車に努めた。
☐	市内・近隣等への移動は、公共交通機関や自転車の利用促進を行い車両走行量の削減を図った。
☐	自動車の共同利用を図り、効率的な自動車の活用を図った。
☐	共同配送による1車当りの積載率の向上を図った。
☐	その他（ ）

(2) 低公害車等の導入に関する実績（各年度とも年度末日における台数）

（ディーゼル自動車の排出ガス低減装置等の装着に関する実績を含む）

種 別			低公害車等の使用台数 () 内は内数で広島市分									
			基準日 (H24.3.31)	令和〇年度			令和 年度			令和 年度		
				目 標	実 績	純 増	目 標	実 績	純 増	目 標	実 績	純 増
低 公 害 車	CNG（天然ガス）自動車		(2) 3	(2) 3	(0) 0	()	()	()	()	()	()	
	電気自動車		()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	ハイブリッド自動車		()	()	()	計画作成時の目標を記入 してください			()	()	()	
	メタノール自動車		()	()	()	基準日時点での低公害車等の 保有台数を記入してください			()	()	()	
	低燃費かつ低排出ガス認定車		(1) 2	(2) 3	(1) 1	()	()	()	()	()	()	
	次世代低公害車（燃料電池自動車等）		()	()	()	()	()	()	()	()	()	
環 境 の 配 慮 車	ル デ 自 イ 動 車 ゼ	低排出ガス認定車	(7) 9	(8) 11	(8) 11	(1) 2	()	()	()	()	()	
		DPF 装置等装着車	(4) 6	(5) 8	(5) 8	(1) 2	()	()	()	()	()	
	LPG（液化石油ガス）自動車		()	()	()	()	()	()	()	()	()	
低公害車等の計			(1 4) 2 0	(1 7) 25	(17) 25	(3) 5	()	()	()	()	()	
総台数			(3 7) 5 6	(3 8) 5 8	/			()	/			
低公害車等の導入率			(37.8%) 35.7%	(44.7%) 43.1%	/			()	/			
			低公害車等の車両以外も含めた、事業者の全保有台数の									

- ※1 「低公害車」とは、地球温暖化防止、大気汚染防止の観点から国が定める基準に適合するものである。
- ※2 「その他環境配慮車」とは、環境への配慮において「低公害車」に準ずるものである。
- ※3 「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準達成車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領に基づく低排出ガス認定車のことである。
- ※4 純増欄には、基準日に対する増加台数を記入する。（実績値）

4 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☐ 車両点検・整備マニュアルを作成し、適正な整備を行った。
☐ 定期的にタイヤの空気圧をチェックし、適正圧を維持することができた。
☐ 定期的なエンジンオイルの交換、エアクリーナーの清掃等を実施した。
☒ 車両整備マニュアルを定め、管理責任者から従業員に対して周知・徹底を行った。
☒ 車両に乗る際には、適正なタイヤ空気圧であることを確認することに努めた。
☐ その他（ ）

5 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☒ 全従業員に対して、エコドライブの徹底を周知した。 (発進時のふんわりアクセル、加減速の少ない運転、停車する時の早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、エアコンの使用は控えめに、道路交通情報の活用、不要な荷物は積まない、こまめなタイヤ空気圧のチェック等)
☐ エコドライブの実施状況について、運転者に記録を義務付けることとした。
☐ エコドライブの実行に関する管理責任者を設置した。
☒ 急発進・急加速を行わないように注意し、交通状況に応じた定速走行を行うことができた。
☐ 交通状況に応じて定速走行を行った。
☐ その他（ ）

6 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☐ 適正な点検・整備に関する研修会を開催し、従業員に周知・徹底を行った。
☒ エコドライブに関する研修を実施し、従業員に周知・徹底を行った。
☐ 所属長が、運転者のエコドライブをチェックする体制を整えた。
☐ アイドリングストップの義務付けについて、徹底を図った。
☒ 燃費向上の走行を実施しているドライバーを優良ドライバーとして社内で表彰を行った。
☐ 燃費向上の走行を実施している営業所等を社内で表彰を行った。
☐ 定期的に各車両の燃料消費率を集計し、職場内で公表を行い従業員の意識高揚を図った。
☐ その他（ ）

7 その他、独自に取組んだ事項があれば記載してください。

--

9 提出書類様式

自動車使用合理化計画書

自動車使用合理化実施状況報告書

自動車使用合理化計画書

令和 年 月 日

広島県知事様

提出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

広島県生活環境の保全等に関する条例第 74 条第 1 項の規定により、自動車使用合理化計画書について、次のとおり提出します。

県内における主たる事業所の名称			
県内における主たる事業所の所在地			
計画の内容	別紙のとおり		
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号		
※ 受理年月日	年 月 日	※ 整理番号	
※ 備考			

- 注 1 計画の内容については、別紙によることとして、規則第 55 条第 1 項に掲げる事項について記載するものであること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とすること。

【計画書様式】別紙 1

氏名（法人にあっては名称）	
住 所	
計 画 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
基 準 日	令和 年 月 日

※連絡先の FAX 番号、メールアドレスを次に記載してください。

F A X :

メールアドレス :

1 事業の概要

--

2 基準日における自動車の使用状況

事業所所在地 (市町名)	市町別 事業所数 (箇所 数)	ガソリン				軽油			その他				計
		中・ 大型自動車	普通 自動車	小型 自動車	軽 自動車	中・ 大型自動車	普通 自動車	小型 自動車	中・ 大型自動車	普通 自動車	小型 自動車	軽 自動車	
() 書きは内数で広島市分 合 計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ 県条例に基づき県へ提出する場合、軽自動車の記載は不要ですが、記載することもできます
ただし、①広島市条例に基づき市に提出する場合、②広島市分と広島市外（県内）分の計画を
併せて策定する場合は、広島市分の軽自動車の記載が必要です。

(2) 低公害車等の導入に関する計画（各年度とも年度末日における台数）

（ディーゼル自動車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項を含む）

種 別			低公害車等の使用台数 （ ）内は内数で広島市分						
			基準日 ()	令和	年度	令和	年度	令和	年度
				目 標	純 増	目 標	純 増	目 標	純 増
低 公 害 車	CNG（天然ガス）自動車		()	()	()	()	()	()	()
	電気自動車		()	()	()	()	()	()	()
	ハイブリッド自動車		()	()	()	()	()	()	()
	メタノール自動車		()	()	()	()	()	()	()
	低燃費かつ低排出ガス認定車		()	()	()	()	()	()	()
	次世代低公害車（燃料電池自動車等）		()	()	()	()	()	()	()
環 境 の 配 他 慮 車	ル デ 自 イ 動 車 ゼ	低排出ガス認定車	()	()	()	()	()	()	()
		DPF 装置等装着車	()	()	()	()	()	()	()
	LPG（液化石油ガス）自動車		()	()	()	()	()	()	()
低公害車等の計			()	()	()	()	()	()	()
総台数			()	()		()		()	
低公害車等の導入率			()	()		()		()	

※1 「低公害車」とは、地球温暖化防止、大気汚染防止の観点から国が定めた車である。

※2 「その他環境配慮車」とは、環境への配慮において「低公害車」に準ずるものである。

※3 「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準達成車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領に基づく低排出ガス認定車のことである。

※4 純増欄には、基準日に対する増加台数を記入する。（計画値）

6 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項

自動車の適正な点検・整備について、実施体制や体制整備などの目標について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☐ 車両点検・整備マニュアルを作成し、適正な整備を行う。 ☐ 定期的にタイヤの空気圧をチェックし、適正圧を維持する。 ☐ 定期的なエンジンオイルの交換、エアクリーナーの清掃等を実施する。 ☐ 車両整備マニュアルを定め、管理責任者から従業員に対して周知・徹底を行う。 ☐ 車両に乗る際には、適正なタイヤ空気圧であることを確認する。 ☐ その他（ ）
--

7 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項

自動車の運転（エコドライブ）の目標などについて、該当する項目に☑を付けてください。
該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☐ 全従業員に対して、エコドライブの徹底を周知する。
(発進時のふんわりアクセル、加減速の少ない運転、停車する時の早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、エアコンの使用は控えめに、道路交通情報の活用、不要な荷物は積まない、こまめなタイヤ空気圧のチェック等)
- ☐ エコドライブの実施状況について、運転者に記録を義務付ける。
- ☐ エコドライブの実行に関する管理責任者を設置する。
- ☐ 急発進・急加速を行わないように注意し、交通状況に応じた定速走行を行う。
- ☐ 交通状況に応じて定速走行を行う。
- ☐ その他（ ）

8 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項

従業員に対する教育の目標について、点検・整備、エコドライブなどの従業員に対する教育内容について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☐ 適正な点検・整備に関する研修会を開催し、従業員に周知・徹底を行う。
- ☐ エコドライブに関する研修を実施し、従業員に周知・徹底を行う。
- ☐ 所属長が、運転者のエコドライブをチェックする体制を設ける。
- ☐ アイドリングストップの義務付けについて、徹底を図る。
- ☐ 燃費向上の走行を実施しているドライバーを優良ドライバーとして社内で表彰する。
- ☐ 燃費向上の走行を実施している営業所等を社内で表彰する。
- ☐ 定期的に各車両の燃料消費率を集計し、職場内で公表を行い従業員の意識高揚を図る。
- ☐ その他（ ）

9 その他、独自に取り組む事項があれば記載してください。

自動車使用合理化実施状況報告書

令和 年 月 日

広島県知事様

提出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

広島県生活環境の保全等に関する条例第 74 条の 2 第 1 項の規定により、自動車使用合理化実施状況報告書について、次のとおり提出します。

県内における主たる事業所の名称			
県内における主たる事業所の所在地			
実施状況の内容	別紙のとおり		
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号		
※ 受理年月日	年 月 日	※ 整理番号	
※ 備考			

注 1 実施状況の内容については、別紙によることとして、条例第 74 条の 2 第 1 項及び規則第 57 条第 2 項に掲げる事項について規制するものであること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とすること。

【実施状況報告書様式】別紙 1

氏名（法人にあっては名称）	
住 所	
計 画 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
報 告 対 象 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
基 準 日	令和 年 月 日

※連絡先の FAX 番号、メールアドレスを次に記載してください。

F A X :

メールアドレス :

1 事業の概要

--

2 報告対象期間末日（令和 年 3 月末）における自動車の使用状況

事業所所在地 (市町名)	市町別 事業所数 (箇所 数)	ガソリン				軽油			その他				計
		中・ 大型 自動車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	軽 自 動 車※	中・ 大型 自動車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	中・ 大型 自動車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	軽 自 動 車※	
() 書きは内数で広島市分 合 計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

※ 県条例に基づき県へ提出する場合、軽自動車の記載は不要ですが、記載することもできます

ただし、①広島市条例に基づき市に提出する場合、②広島市分と広島市外（県内）分の計画を併せて策定する場合は、広島市分の軽自動車の記載が必要です。

3 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項

(1) 自動車の使用合理化（広島市条例では「自動車の使用抑制等」）

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

☐	配送ルートの見直しを行うことにより、走行量の削減や車両の小型化を図った。
☐	車両の大型化によって積載効率の向上を図り、車両台数を削減させることができた。
☐	輸送効率の悪い路線の見直しを図った。
☐	余剰車両の減車に努めた。
☐	市内・近隣等への移動は、公共交通機関や自転車の利用促進を行い車両走行量の削減を図った。
☐	自動車の共同利用を図り、効率的な自動車の活用を図った。
☐	共同配送による1車当りの積載率の向上を図った。
☐	その他（ ）

(2) 低公害車等の導入に関する実績（各年度とも年度末日における台数）

（ディーゼル自動車の排出ガス低減装置等の装着に関する実績を含む）

種 別			低公害車等の使用台数 () 内は内数で広島市分									
			基準日 ()	令和 年度			令和 年度			令和 年度		
				目 標	実 績	純 増	目 標	実 績	純 増	目 標	実 績	純 増
低 公 害 車	CNG（天然ガス）自動車		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	電気自動車		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	ハイブリッド自動車		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	メタノール自動車		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	低燃費かつ低排出ガス認定車		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	次世代低公害車（燃料電池自動車等）		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
環 境 の 配 他 慮 車	ル デ 自 イ 動 車 ゼ	低排出ガス認定車	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		DPF 装置等装着車	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	LPG（液化石油ガス）自動車		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	低公害車等の計			()	()	()	()	()	()	()	()	()
総台数			()	()		()		()				
低公害車等の導入率			()	()		()		()				

※1 「低公害車」とは、地球温暖化防止、大気汚染防止の観点から国が定めた車である。

※2 「その他環境配慮車」とは、環境への配慮において「低公害車」に準ずるものである。

※3 「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準達成車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領に基づく低排出ガス認定車のことである。

※4 純増欄には、基準日に対する増加台数を記入する。（実績値）

4 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☐ 車両点検・整備マニュアルを作成し、適正な整備を行った。
- ☐ 定期的にタイヤの空気圧をチェックし、適正圧を維持することができた。
- ☐ 定期的なエンジンオイルの交換、エアクリーナーの清掃等を実施した。
- ☐ 車両整備マニュアルを定め、管理責任者から従業員に対して周知・徹底を行った。
- ☐ 車両に乗る際には、適正なタイヤ空気圧であることを確認することに努めた。
- ☐ その他（ ）

5 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☐ 全従業員に対して、エコドライブの徹底を周知した。
(発進時のふんわりアクセル、加減速の少ない運転、停車する時の早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、エアコンの使用は控えめに、道路交通情報の活用、不要な荷物は積まない、こまめなタイヤ空気圧のチェック等)
- ☐ エコドライブの実施状況について、運転者に記録を義務付けることとした。
- ☐ エコドライブの実行に関する管理責任者を設置した。
- ☐ 急発進・急加速を行わないように注意し、交通状況に応じた定速走行を行うことができた。
- ☐ 交通状況に応じて定速走行を行った。
- ☐ その他（ ）

6 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- ☐ 適正な点検・整備に関する研修会を開催し、従業員に周知・徹底を行った。
- ☐ エコドライブに関する研修を実施し、従業員に周知・徹底を行った。
- ☐ 所属長が、運転者のエコドライブをチェックする体制を整えた。
- ☐ アイドリングストップの義務付けについて、徹底を図った。
- ☐ 燃費向上の走行を実施しているドライバーを優良ドライバーとして社内で表彰を行った。
- ☐ 燃費向上の走行を実施している営業所等を社内で表彰を行った。
- ☐ 定期的に各車両の燃料消費率を集計し、職場内で公表を行い従業員の意識高揚を図った。
- ☐ その他（ ）

7 その他、独自に取組んだ事項があれば記載してください。

--

10 条例・規則・指針・関係法令

広島県生活環境の保全等に関する条例
広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
自動車使用合理化指針（県）
広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例
広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則
道路運送車両法
道路運送車両法施行規則
日本標準産業分類 中分類

■広島県生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年広島県条例第 35 号）

（自動車使用合理化計画書の作成等）

第 7 4 条 県内の事業所において規則で定める台数以上の自動車(道路運送車両法第 3 条に規定する普通自動車、小型自動車(二輪の小型自動車を除く。))をいう。以下この条及び第 7 4 条の 2 において同じ。)を規則で定める時において使用する事業者(以下この条及び第 7 4 条の 4 において「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、自動車の使用合理化、低公害車等の導入その他の自動車の使用に伴う環境への負荷低減のための事項を定めた計画書(以下「自動車使用合理化計画書」という。)を知事が定める指針（以下「自動車使用合理化指針」という。）に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 特定事業者は、自動車使用合理化計画書を作成したときは、事業所への備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。

3 特定事業者は、自動車使用合理化計画書に基づき、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 知事は、自動車使用合理化指針を策定し、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

（自動車使用合理化実施状況報告書の作成等）

第 7 4 条の 2 前条第 1 項の規定により自動車使用合理化計画書を提出した者は、規則で定めるところにより、毎年度、当該自動車使用合理化計画書に定めた事項のうち自動車の使用合理化、低公害車等の導入の状況その他規則で定める事項を記載した報告書（以下「自動車使用合理化実施状況報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、自動車使用合理化実施状況報告書について準用する。

（自動車使用合理化計画書等の公表）

第 7 4 条の 3 知事は、第 7 4 条第 1 項の自動車使用合理化計画書又は前条第 1 項の自動車使用合理化実施状況報告書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該自動車使用合理化計画書又は当該自動車使用合理化実施状況報告書の概要を公表するものとする。

（勧告）

第 7 4 条の 4 知事は、特定事業者が第 7 4 条第 1 項の自動車使用合理化計画書又は第 7 4 条の 2 第 1 項の自動車使用合理化実施状況報告書を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれらを提出したときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 知事は、特定事業者が第 7 4 条第 2 項（第 7 4 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたときは、当該特定事業者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

■広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年広島県規則第 69 号）

（自動車使用台数）

第 5 4 条 条例第 7 4 条第 1 項の規則で定める台数は、5 0 台とする。

- 2 条例第 7 4 条第 1 項の規則で定める時は、同項の規定により自動車使用合理化計画書を提出する日の属する年度（4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までをいう。この条、次条及び第 5 7 条において同じ。）の前年度の末日とする。

（自動車使用合理化計画書）

第 5 5 条 条例第 7 4 条第 1 項の規定による自動車使用合理化計画書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

- (1) 次に掲げる事項について記載するものであること。

- イ 事業の概要
- ロ 自動車の使用台数
- ハ 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項
- ニ ディーゼル車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項
- ホ 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項
- ヘ 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項
- ト 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項

- (2) 自動車使用合理化計画書の対象期間（以下この条及び第 5 7 条第 1 項において「計画期間」という。）は、自動車使用合理化計画書を提出する日の属する年度を初年度とする三箇年度の年次計画として定めること。

- 2 計画期間が満了したとき、又は自動車使用合理化計画書の内容を大幅に変更する必要性が生じたときは、自動車使用合理化計画書の改定を行うものとする。
- 3 自動車使用合理化計画書は、計画期間の初年度の 6 月 3 0 日までに、別記様式第 1 8 号の 2 によって提出するものとする。
- 4 第 2 項の規定による改定が行われたときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「計画期間の初年度の 6 月 3 0 日までに」とあるのは、「計画期間が満了したことによる改定の場合にあっては計画期間の最終年度の翌年度の 6 月 3 0 日までに、自動車使用合理化計画書の内容を大幅に変更する必要性が生じたことによる改定の場合にあっては速やかに」とする。

（公表の方法）

第 5 6 条 条例第 7 4 条第 2 項（条例第 7 4 条の 2 第 2 項の規定において準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法とする。

（自動車使用合理化実施状況報告書）

第 5 7 条 条例第 7 4 条の 2 第 1 項の規定による自動車使用合理化実施状況報告書は、計画期間の各年度の前年度の実績について、当該年度の翌年度の 6 月 3 0 日までに、別記様式第 1 8 号の 3 によって提出するものとする。

- 2 条例第 7 4 条の 2 第 1 項の規則で定める事項は、第 5 5 条第 1 項第 1 号ニからトまでに規定する事項の実施状況とする。

（自動車使用合理化計画書等の公表）

第 5 2 条の 2 条例第 7 4 条の 3 の規定による自動車使用合理化計画書又は自動車使用合理化実施状況報告書の概要の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

自動車使用合理化指針

第1 趣旨

この指針は、広島県生活環境の保全等に関する条例(平成15年広島県条例第35号。以下「条例」という。)第74条第1項に規定する特定事業者が、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するために実施する措置等の内容について定めるものとする。

第2 定義

- 1 本指針において「自動車」とは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車(二輪の小型自動車を除く。)をいう。
- 2 本指針において「特定事業者」とは、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年広島県規則第69号。以下「規則」という。)第54条に規定する事業者(自動車使用合理化計画書を提出する日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の前年度の末日に、自動車を50台以上使用する者)をいう。

第3 自動車使用合理化計画書の作成等

1 作成及び提出

特定事業者は、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減させる視点から、条例第74条第1項の規定により自動車使用合理化計画書を作成し、計画期間の初年度の6月30日までに提出するものとする。

2 計画書に記載する事項

自動車使用合理化計画書は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 事業の概要
- (2) 自動車の使用台数
- (3) 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項
 - ア 自動車の使用合理化
それぞれの業種及び業態に応じ、次に掲げる手法等により自動車の使用を控えるための事項や自動車の走行量を削減するための事項を定め、実施するものとする。
 - (ア) 公共交通機関等の利用の促進
 - (イ) 自動車の共同利用等の車両の有効利用
 - (ウ) 搬送レートの見直し等の輸送効率の向上
 - イ 低公害車等の導入
ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、電気自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車等の低公害車等の導入に係る計画を定めること。
- (4) ディーゼル車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項
ディーゼル車を使用する場合は、粒子状物質を減少させる装置の装着に係る計画を定めること。
- (5) 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項
次に掲げる手法等により、自動車の性能の維持を図り、排出ガス量、燃料使用量の抑制を図ること。
 - ア エアクリーナーの清掃及び交換
 - イ エンジンオイルの適正な選択及び定期的な交換
 - ウ 適正なタイヤ空気圧の維持
- (6) 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項
次に掲げる手法等により、自動車の運転に際して、燃料使用量等の抑制を図ること。
 - ア おだやかな発進
 - イ 加減速の少ない運転

- ウ 減速時の早めのアクセルオフ
- エ エアコンの使用を控えめにする
- オ アイドリングストップの実施
- カ 暖気運転は適切に行う
- キ 道路交通情報を活用する
- ク タイヤの空気圧を適正に保つ
- ケ 不要な荷物を積まない

- (7) 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項
(3)から(6)までの事項についての従業員教育に係る内容について定めること。

3 計画の改定

計画期間が満了したとき、又は自動車使用合理化計画書の内容を大幅に変更する必要が生じたときは、自動車使用合理化計画書の改定を行うこととし、計画期間が満了したことによる改定の場合は、計画期間の最終年度の翌年度の6月30日までに、自動車使用合理化計画書の内容を大幅に変更する必要が生じた場合は、改定後速やかに提出するものとする。

4 公表

特定事業者は、自動車使用合理化計画書を事業所への備え付けによる閲覧、インターネットの利用、年次報告書等への書面への掲載その他の適切と認める方法で、自ら公表するものとする。

第4 自動車使用合理化実施状況報告書の作成等

1 作成及び提出

特定事業者は、自動車使用合理化計画書に基づいて実施した措置について記載した自動車使用合理化実施状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の6月30日までに提出するものとする。

2 公表

特定事業者は、自動車使用合理化実施状況報告書を事業所への備え付けによる閲覧、インターネットの利用、年次報告書等への書面への掲載その他の適切と認める方法で、自ら公表するものとする。

第5 書類の提出先

- 1 自動車使用合理化計画書及び自動車使用合理化実施状況報告書の提出先は、主たる事業所が所在する市町を管轄する厚生環境事務所又は支所とする。ただし、主たる事業所が広島市、呉市及び福山市に所在する事業者は、広島県環境県民局環境保全課に直接提出するものとする。

なお、事業所が広島市内のみに所在する事業者については、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例が適用されるため、県条例の適用は除外するものとする。

- 2 提出する書類の部数は、規則第78条の規定により、2部(正本1部、副本1部)とする。

提出方法は、原則、電子申請によることとし、これが難しい場合は、郵送又は持参によることとする。

第6 経過措置

改正条例の施行前に改正前条例第74条第1項の規定により作成された自動車使用合理化計画書が、この指針に定める内容と同様の内容について記載されている場合は、その自動車使用合理化計画書を提出することとする。

■広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年3月30日 広島市条例第31号）

（目的）

第1条 この条例は、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成11年広島市条例第13号）の基本理念にのっとり、地球温暖化対策等の推進について、本市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化対策等 地球温暖化（人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の水温度が追加的に上昇する現象をいう。）の防止を図るための施策、ヒートアイランド現象の緩和を図るための施策その他環境への負荷の低減を図るための施策をいう。
- (2) 温室効果ガス 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素その他規則で定める物質をいう。
- (3) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出の抑制等 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化、人工排熱の抑制、地表面の水温度の上昇の抑制その他環境への負荷の低減をいう。
- (5) 再生可能エネルギー 太陽光、水力、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。

（本市の責務）

第3条 本市は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 本市は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 本市は、事業者、市民（本市の区域内に住所又は居所を有する者及び本市の区域内に存する事業所に勤務する者又は学校に在学する者をいう。以下同じ。）又は滞在者が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに、本市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。

（自動車の使用の抑制等）

第14条 事業者、市民及び滞在者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、移動するときは、できる限り、公共交通機関を利用すること等により、自動車（原動機付自転車を含む。次項及び次条第1項において同じ。）の使用の抑制に努めなければならない。

- 2 事業者、市民及び滞在者は、その使用する自動車について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のため、適切な整備及び運転をするよう努めなければならない。

（自動車環境管理指針の策定等）

第15条 市長は、事業活動における自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関し、事業者が講ずべき措置その他の事項に関する指針（以下「自動車環境管理指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、自動車環境管理指針を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(自動車環境計画書の作成等)

第16条 本市の区域内に存する事業所において、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（これらのうち、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車を除く。以下「特定自動車」という。）を基準日において50台以上使用する事業者（以下「特定自動車使用事業者」という。）は、3年ごとに、自動車環境管理指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「自動車環境計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定自動車使用事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業の概要
- (3) 特定自動車の保有状況
- (4) 計画期間における特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の「基準日」とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度の末日をいう。

3 特定自動車使用事業者は、第1項又はこの項の規定により提出した自動車環境計画書の内容を変更したときは、速やかに、変更後の自動車環境計画書を市長に提出しなければならない。

4 特定自動車使用事業者は、自動車環境計画書（自動車環境計画書の内容を変更したときは、変更後の自動車環境計画書。次条及び第18条第1項において同じ。）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等に努めなければならない。

(自動車環境報告書の作成等)

第17条 特定自動車使用事業者は、計画期間の各年度終了後、前年度までにおける自動車環境計画書に基づく措置の実施状況等を記載した報告書（以下「自動車環境報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(自動車環境計画書等の概要の公表)

第18条 特定自動車使用事業者は、自動車環境計画書又は自動車環境報告書の提出をしたときは、その概要を公表しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、その概要を公表するものとする。

(特定自動車使用事業者以外の事業者の特例)

第19条 特定自動車使用事業者以外の事業者であって本市の区域内に存する事業所において特定自動車を使用するものは、自動車環境管理指針に基づき、自動車環境計画書を作成し、市長に提出することができる。

2 前3条（第16条第1項及び第2項を除く。）の規定は、前項の規定により自動車環境計画書を提出した者について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第19条第1項」と読み替えるものとする。

(指導及び助言)

第44条 市長は、特定事業者、第13条第1項の規定により事業活動環境計画書を提出した事業者、特定自動車使用事業者、第19条第1項の規定により自動車環境計画書を提出した事業者、特定建築主、第25条 第1項の規定により建築物環境計画書を提出した者、特定緑化建築主、特定エネルギー事業者その他の関係人に対し、この条例に基づく措置の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(報告又は資料の提出)

第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、前条に規定する者に対し、この条例に基

づく措置の実施状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第46条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、本市の職員に、第44条に規定する者の同意を得て、当該者に係る事業所、建築物若しくはその工事現場その他の場所に立ち入り、施設、設備、建築物、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(勧告)

第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第9条第1項、同条第5項若しくは第10条（これらの規定を第13条第2項において準用する場合を含む。）、第16条第1項、同条第3項若しくは第17条（これらの規定を第19条第2項において準用する場合を含む。）、第22条第1項、第29条第1項、第35条第1項若しくは第2項又は第36条の規定による提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした者
- (2) 第13条第1項の事業活動環境計画書、第19条第1項の自動車環境計画書又は第25条第1項の建築物環境計画書に虚偽の記載をして提出をした者
- (3) 第11条第1項（第13条第2項において準用する場合を含む。）、第18条第1項（第19条第2項において準用する場合を含む。）又は第37条第1項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者
- (4) 第22条第1項又は第25条第1項の規定により提出した建築物環境計画書の内容（第22条第2項（第25条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の内容を含む。）と異なる工事をしていると認められる者
- (5) 第22条第2項若しくは第23条（これらの規定を第25条第2項において準用する場合を含む。）、第29条第2項又は第30条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第29条第1項の規定により提出した緑化計画書の内容（同条第2項の規定による届出の内容を含む。次号において同じ。）又は第30条の規定による工事の完了に係る届出の内容が第28条第1項の規定に違反している者
- (7) 第29条第1項の規定により提出した緑化計画書の内容と異なる工事をしていると認められる者
- (8) 第45条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(公表等)

第48条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨並びに当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその理由を通知し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

■広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成 21 年 3 月 31 日 広島市規則第 53 号）

（自動車環境計画書の提出等）

第 8 条 条例第 16 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定による自動車環境計画書の提出は、計画期間の最初の年度の 6 月 30 日までに行わなければならない。

2 条例第 16 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、同項の特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制その他市長が定める事項とする。

3 条例第 16 条第 3 項（条例第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の自動車環境計画書の提出は、条例第 15 条第 1 項の自動車環境管理指針（第 10 条において「自動車環境管理指針」という。）に基づき、行わなければならない。

（自動車環境報告書の提出）

第 9 条 条例第 17 条（条例第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による自動車環境報告書の提出は、計画期間の各年度の翌年度の 6 月 30 日までに行わなければならない。

（自動車環境計画書等の概要の公表）

第 10 条 条例第 18 条（条例第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、自動車環境管理指針に基づき、インターネットの利用その他の適切な方法により、行うものとする。

■道路運送車両法（昭和 26 年 6 月 1 日 法律第 185 号）

（自動車の種別）

第 3 条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

■道路運送車両法施行規則（昭和 26 年 8 月 16 日 運輸省令第 74 号）

（自動車の種別）

第 2 条 法第 3 条の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第 1 に定めるところによる。

別表第1

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車(軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。))にあつては、その総排気量が 2.00 リットル以下のものに限る。)	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が 0.660 リットル以下のものに限る。)	3.40m 以下	1.48m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が 0.250 リットル以下のものに限る。)	2.50m 以下	1.30m 以下	2.00m 以下
大型特殊自動車	一 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スローバ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車			
	二 ボール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			
小型特殊自動車	一 前項第一号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度 15 キロメートル毎時以下のもの	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下
	二 前項第一号ロに掲げる自動車であつて、最高速度 35 キロメートル毎時未満のもの			

■日本標準産業分類 中分類

1	農業
2	林業
3	漁業(水産養殖業)
4	水産養殖業
5	鉱業、採石業、砂利採取業
6	総合工事業
7	職別工事業(設備工事業を除く)
8	設備工事業
9	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	郵便業(信書便事業を含む)
50	各種商品卸売業

51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食良品卸売業
53	建築器具卸売業
54	機械器具卸売業
55	その他の卸売業
56	各種商品小売業
57	織物・衣服・身の回り品小売業
58	飲食料品小売業
59	機械器具小売業
60	その他の小売業
61	無店舗小売業
62	銀行業
63	協同組織金融業
64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
65	金融商品取引業、商品先物取引業
66	補助的金融業等
67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	物品賃貸業
71	学術・開発研究機関
72	専門サービス業(他に分類されないもの)
73	広告業
74	技術サービス業(他に分類されないもの)
75	宿泊業
76	飲食店
77	持ち帰り・配達飲食サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業
79	その他の生活関連サービス業
80	娯楽業
81	学校教育
82	その他の教育、学習支援業
83	医療業
84	保健衛生
85	社会保険・社会福祉・介護事業
86	郵便局
87	協同組合(他に分類されないもの)
88	廃棄物処理業
89	自動車整備業
90	機械等修理業(別掲を除く)
91	職業紹介・労働者派遣業
92	その他の事業サービス業
93	政治・経済・文化団体
94	宗教
95	その他のサービス業
96	外国公務
97	国家公務
98	地方公務
99	分類不能の産業